

## 鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金交付要綱

平成27年4月23日訓令第35号

平成29年1月6日訓令第2号

平成29年12月6日訓令第58号

平成31年1月21日訓令第1号

### (趣旨)

第1条 町は、活力ある地域づくりを推進するため、住民が主体となって取り組む諸活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、鱒ヶ沢町補助金等の交付に関する規則(平成13年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、町内に活動の拠点を置く団体とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域の活性化を目的に実施する次の項目に関連する取組とする。

- (1) 防災、防犯
- (2) 福祉、医療、健康
- (3) 教育、子育て支援
- (4) 環境保全
- (5) 産業、経済
- (6) 文化、芸術、スポーツ
- (7) 地域間交流
- (8) その他町長が必要と認める事業

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の10分の10の額又は300千円のいずれか低い額以内とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。

### (補助の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(様式第1号)を町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書(様式第1号)を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 提出した事業計画書の内容を変更する場合において、補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出してその承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを交付決定年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金交付の申請取下げの期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、精算払により交付する。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を完了した日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金実績報告書(様式第4号)を町長へ提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第5号)

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、提出のあった報告書を確認し、適正に執行されていたと認めた場合は、補助金の支払をするものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求は、補助金(概算)請求書(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。

(調査・報告)

第12条 町長は必要に応じ、交付決定団体に対し、補助金の交付を受けた事業の経過及び成果等について調査をし、又は報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成29年1月6日訓令第2号)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成29年12月6日訓令第58号)

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。(平成31年1月21日訓令第1号)

年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金交付申請書

年度において実施する事業について、鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金の交付を受けた  
いので、鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記の  
とおり申請します。

記

1 事 業 名

2 事 業 内 容

3 事 業 費

4 補助金申請額

5 着手予定年月日

6 完了予定年月日

7 添 付 書 類 (1) 事業計画書（様式第2号）

(2) その他

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業費内訳

(1) 収 入

単位：円

科 目	予算額	積算基礎
補助金		
自己資金		
その他（            ）		
合 計		

(2) 支 出

単位：円

科 目	予算額	補助対象経費内訳		積算基礎
		町補助金	事業者負担	
合 計				

年 月 日

鱈ヶ沢町長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

鱈ヶ沢町まちづくり応援補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け、第 号で補助金交付の決定通知を受けた、鱈ヶ沢町まちづくり応援補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、鱈ヶ沢町まちづくり応援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

注1 記載要領は、第2号様式に準ずること。

注2 事業の変更の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」に書き換えるものとし、事業の内容については、変更部分を二段書きにして変更前を上段に括弧書きで記載すること。

注3 事業の中止又は廃止の場合は、「事業の目的」を「中止（廃止）の理由」に書き換えるものとし、事業の内容については、その時点における実施事業の状況を記載すること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で補助金交付の決定通知を受けた 年度鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金に係る事業が完了したので、鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 事業内容

3 事業費

4 交付決定額

5 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 請求書等の写し又は支払いの分かる書類
- (3) 事業実施状況写真
- (4) その他事業の成果が分かる資料

事業実績書

1 事業の内容

2 事業の成果

3 事業費内訳

(1) 収 入

単位：円

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B - A)	摘要
補助金				
自己資金				
その他 ( )				
合 計				

(2) 支 出

単位：円

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (B - A)	補助対象経費内訳		摘要
				町補助金	事業者負担	
合 計						



様式第6号（第11条関係）

年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金（概算）請求書

金 円也

年 月 日付け、第 号で補助金の確定通知（交付決定）を受け  
た 年度鱒ヶ沢町まちづくり応援補助金として、上記のとおり（概算）請求します。

（振込先）

金融機関名  
支 店 名  
口 座 番 号  
フリガナ  
口 座 名 義